

奈良県告示第二百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
五條市西吉野町神野（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町神野（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町神野（〇〇三）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町神野（〇〇四）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町北曾木（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町北曾木（〇〇二）地	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所

すべり警戒区域	五條市西吉野町大日川（〇〇二）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町大日川（〇〇二）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町大日川（〇〇二）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町屋那瀬（〇〇二）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町和田（〇〇三）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町和田（〇〇二）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町和田（〇〇二）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
すべり警戒区域	五條市西吉野町大日川（〇〇三）地	おり	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課

五條市西吉野町黒淵（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町黒淵（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町川股（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町西野（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市西吉野町阪巻（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町中原（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課

り警戒区域	おり	及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町中原（〇〇三）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町阪本（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
五條市大塔町阪本（〇〇二）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。